

議案第 77 号

長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 7 年 1 月 2 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

長崎市火災予防条例（昭和 37 年長崎市条例第 6 号）において、林野火災注意報及び林野火災警報に関する規定が新設されることに伴い、所要の改正を行うもの。

長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例

長与町火入れに関する条例（昭和59年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災注意報」に改め、「火災警報」の次に「若しくは林野火災警報」を加え、「発令された」を「発せられた」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報」を「、又は強風注意報、乾燥注意報若しくは林野火災注意報若しくは火災警報若しくは林野火災警報」に、「発令された」を「発せられた」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。